



鳥取県公報

令和3年6月25日（金）
第9312号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（374）（子育て王国課）	2
	土地改良区の定款の変更の認可（375）（農地・水保全課）	3
◇ 病院局告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正（1）（総務課）	3
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）	3
	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）	4

告 示

鳥取県告示第374号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県青少年育成意識調査
- 2 調査の目的
青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得る。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲
 - ア 小学校第2学年及び第5学年の児童
 - イ 中学校第2学年の生徒
 - ウ 高等学校第2学年の生徒
 - エ アからウまでに掲げる者の保護者
 - オ 青年（19歳から29歳までの者をいう。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 対象者の属性
 - イ 青少年自身について（自己肯定感、悩みなど）
 - ウ 青少年を取り巻く環境について（家庭生活、学校生活、仕事など）
 - (2) その基準となる期日
令和3年7月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 3の(2)のアに掲げる者 各400人
 - (2) 3の(2)のイに掲げる者 400人
 - (3) 3の(2)のウに掲げる者 400人
 - (4) 3の(2)のエに掲げる者 1,600人
 - (5) 3の(2)のオに掲げる者 1,700人
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 児童、生徒及び保護者
学校を通じ、調査対象となった児童、生徒及び保護者に調査票を配布し、回収を行う。
 - (2) 青年
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査対象者が調査票を鳥取県に返送する方法又は調査対象者がとつとり電子申請サービスを利用し回答する方法により行う。
- 7 報告を求める期間
令和3年7月1日から同月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法

調査報告書及び鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を令和3年6月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

平成11年鳥取県病院局告示第2号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、令和3年6月25日から施行する。

令和3年6月25日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示する。				鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示する。			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
特別職非常勤職員採用選考試験、 会計年度任用職員採用選考試験及び臨時的任用職員採用選考試験	〃	〃	当該試験を実施した課又は病院	<u>非常勤職員採用試験</u>	〃	〃	当該試験を実施した課又は病院

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和3年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示

する。

令和3年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和3年4月1日（木）から同年7月23日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
令和3年7月31日（土）
 - (2) 試験場
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
令和4年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

クリーン業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和3年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	令和3年10月14日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	令和3年10月14日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）

イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）

(4) 試験時間は次のとおりとする。

ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識） 1時間30分

イ 実地試験

(ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別） 各4分

(イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ） 8分

(5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本産業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

令和3年8月2日（月）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和3年8月27日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 令和3年10月29日（金）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所環境建築局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。
- (6) 郵便等により願書を請求する場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。